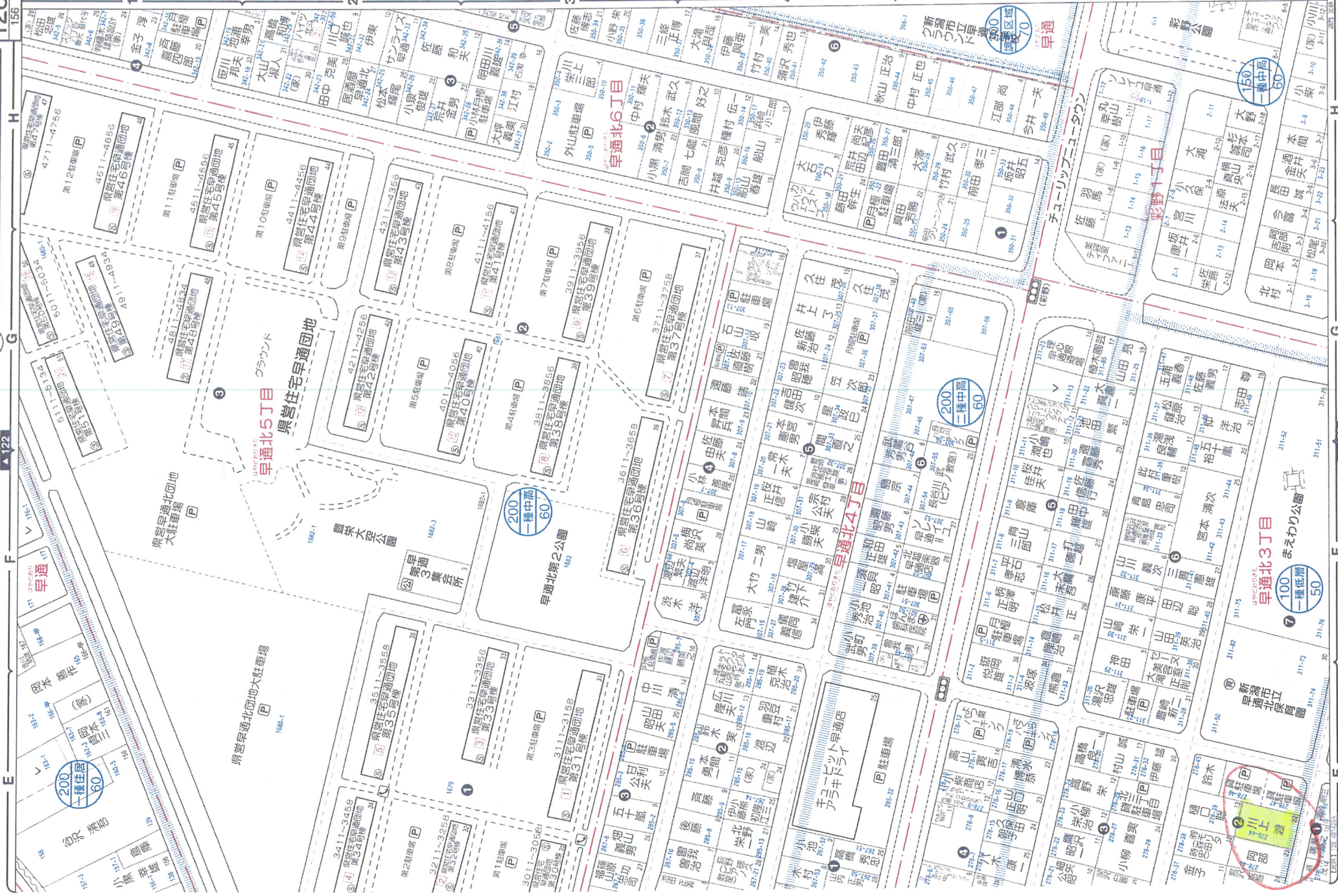
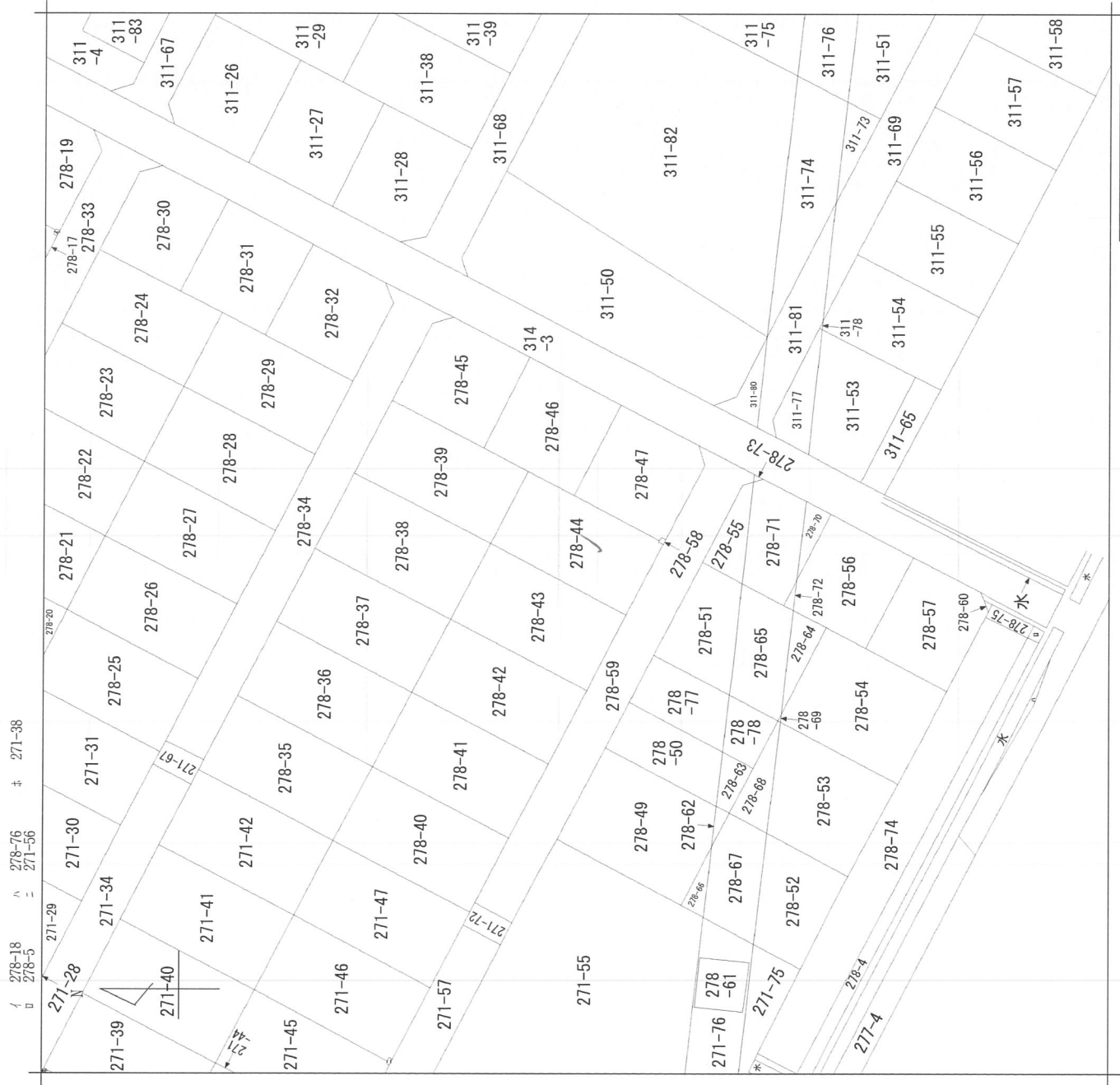


【新潟市北区】彩野一丁目、早通、早通北3・4・5・6丁目



不動産の**大野企画** (株) TEL:025-338-4444 FAX:025-338-9305

機屋野不動産 TEL:025-385-1600



早通北3丁目
地番区域見出

請求部分	所在	新潟市北区早通北三丁目	地番	278番44			
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		付年月日 (原図)	補記事項				



2022/10/03 17:12 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年8月16日	不動産番号	1102000430213
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	[余白]				
	豊栄市早通北三丁目				
	新潟市豊栄早通北三丁目				
	新潟市北区早通北三丁目				
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
278番44	宅地		259.52	278番1から分筆 〔昭和49年12月16日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	778.50	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月16日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)		
順位番号	登記の目的	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権返登記	原因 平成1年1月30日売買予約 権利者 豊栄市早通北三丁目2番22号 持分4分の3 川上早通北三丁目2番22号 4分の1 瑞江 川上瑞江 順位4番の登記を移記
	所有権移転	原因 平成1年3月2日売買 共有者 豊栄市早通北三丁目2番22号 持分4分の3 川上早通北三丁目2番22号 4分の1 瑞江 川上瑞江 順位4番の登記を移記
		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月16日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登記年月日：昭和49年12月16日

129773

地番 278-6 ㎡ 278-60

土地の所在 新潟市豊栄早通北3丁目
新潟市豊栄早通字前割 早通北3丁目

平成19年4月11日区制施行(変更),
新潟市北区(に変更)

昭 49
年 12
月 10
日
製 作 者

新 潟 市 大 夫 九 八 八 四 敷 地

申請人

野 田 武 士 社 會 社
株 式 公 司
丁 目 六 番 地 一 号

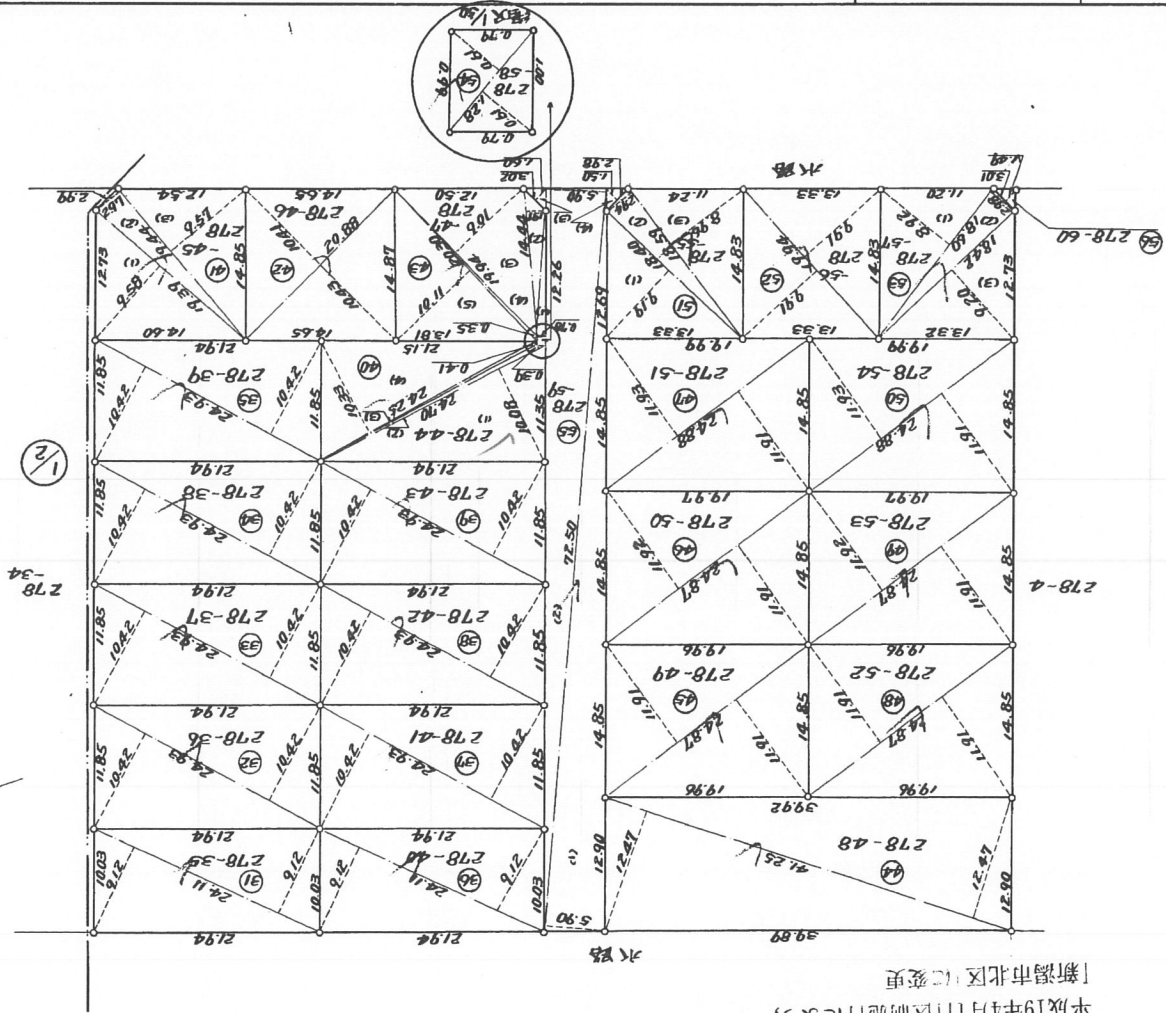
昭和49.12.16



昭和 平成 年 月 日 登記

(新潟県土地家屋調査士会)

縮 尺 1/500



地 積 測 量 図



新潟市 都市計画情報

令和5年2月21日



◆都市計画決定の内容		項目名	値
行政区		北区	
都市計画区域		新潟都市計画	
区域区分		市街化区域	
名称		第一種低層住居専用地域	
用途地域		50	
建ぺい率		100	
容積率		10m	
絶対高さ制限		なし	
外壁後退		なし	
特別用途地区		なし	
高度地区		なし	
高度利用地区		なし	
都市再生特別地区		なし	
防火・準防火地域		なし	
地区名称		なし	
地区種別		なし	
駐車場整備地区		なし	
臨港地区		なし	
流通業務地区		なし	
土地区画整理事業		-----	
地区計画		なし	
◆建築形態制限の内容		項目名	値
建築基準法第22条		規制あり	
容積率		-----	5m+41.25
建ぺい率		-----	41.25
道路斜線		-----	なし
隣地斜線		-----	規制あり

◆建築形態制限の内容		項目名	値
建築基準法第22条		規制あり	
容積率		-----	5m+41.25
建ぺい率		-----	41.25
道路斜線		-----	なし
隣地斜線		-----	規制あり

- 表示されている法規制内容は、地図上の+マークの地点のものです。
- 内容は、令和4年5月6日時点のものです。
- 都市計画に関する法定図面ではなく、公に証明する資料として利用することはできません。
- 駅西土地区画整理事業以外の市街地開発事業、鳥屋野湯公園以外の都市計画公園は掲載していません。

中高層建築物の日影規制

規制される地域		日影時間の限度 (敷地境界線からの水平距離)		測定面 (平均地盤面 からの高さ)	規制される建築物
用途地域	容積率(%)	5mを超え10mの範囲	10mを超える範囲		
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	100	4時間	2.5時間	1.5m	軒高が7mを超えるか、または地上3階以上の建築物
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	150 200	4時間	2.5時間	4m	高さが10mを超える建築物
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	200	5時間	3時間	4m	高さが10mを超える建築物
近隣商業地域	200	5時間	3時間	4m	高さが10mを超える建築物
準工業地域	200	5時間	3時間	4m	高さが10mを超える建築物

※冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日影時間の制限です。